

Ⅲ 農薬適正使用について

農薬の安全性については、農林水産省、厚生労働省、環境省及び食品安全委員会が連携し、それぞれでリスク管理・評価を行っている。厚生労働省では、ADI（1 日許容摂取量）等を考慮し、昭和 43 年以来、食品衛生法第 13 条に基づき農薬残留基準を定め、これを受けて農林水産省が農薬使用基準を定めているほか、環境省では、農薬取締法第 4 条に基づき登録保留基準を定めている。

農薬の登録に際しては、これらの基準に基づき農薬の種類ごとにそれぞれ適用対象作物、使用方法、使用時期及び使用回数等（以下「農薬使用基準」）が定められ、その他の使用上の注意事項などとともに、農薬のラベル又は説明書に表示されている。農薬使用基準については、平成 15 年 3 月 10 日に改正施行された農薬取締法の規定により、遵守することが義務づけられている。

一方、食品衛生法に基づく農薬残留の規制において、平成 18 年 5 月 29 日からポジティブリスト制度（一定量を超えた農薬が残留する食品の流通・販売などを原則禁止する制度）が施行されており、対象作物のみならず、周辺の食用作物への飛散防止を確実に行う必要がある。

また、急性参照用量（ARfD：ヒトがある物質を 24 時間又はそれより短時間経口摂取した場合に、健康に悪影響を示さないと推定される量）に基づく短期暴露評価を考慮した作物残留基準値が設定されている。

農薬の使用に当たっては、農畜産物への残留や周辺環境への影響等を未然に防止するため、次の事項を遵守し、適正使用に努めるものとする。

1 安全使用について

(1) 散布前の注意

- ア 使用する農薬のラベル（説明書）を必ず読む。
- イ 散布作業に必要なマスク・手袋・帽子・メガネ・長靴・長袖シャツ・長ズボン・防除衣などをあらかじめ整えておく。
- ウ 使用器具を点検しておく。また、ハウスなどの施設内でくん煙、くん蒸などを行う場合は、ガス漏れがないよう施設を細部にわたり点検する。
- エ 健康に留意し、体調の悪い場合は散布作業を避ける。
 - 睡眠不足などで疲労している人
 - 体力、特に肝機能が衰えている人
 - 特異体質の人（アレルギー体質、かぶれやすい人）
 - 妊娠・生理中の人
 - 手足などに外傷がある人

(2) 薬剤調製・散布時の注意

- ア 慣れに対する油断は禁物であり、粗雑な取扱いは慎む。
- イ 服装は露出部分をなるべく少なくするようにし、また防水加工を施したものを着用することが望ましい。しかし、必要以上の装備は作業能率を低下させるばかり

—農薬適正使用—

- でなく、かえって体力を消耗するので、作業内容により最もふさわしいものとする。
- ウ 風向きを考え、身体は常に風上になる状態で、風下から逐次作業を進め、薬液（粉）を直接浴びないようにするとともに、周辺の食用農作物等への農薬の飛散防止に配慮する。
- エ 作業は、日中の暑い時を避け、朝夕の涼しい時間帯に行う。日中の散布は体力の消耗が激しいばかりでなく、作物にとっても薬害を出しやすい。
- オ 作業中及び休憩時は喫煙、飲食をしない。やむを得ないときは、農薬が付着した手や顔をよく洗い、うがいをしてきれいにしてからにする。
- カ 薬液が皮膚に付着したり、浴びたりしてしまった場合は、石けん水で十分洗い流す。
- キ 作業中に気分が悪くなった場合、直ちに作業を中止し、涼しい日陰で体を横にして休む。症状が回復しない場合は直ちに医師の診断を受ける。

(3) 散布後の注意

- ア 作業終了後は、使用した容器、器具をよく洗っておく。特に、次回、別の作物に使う場合は、予期せぬ農薬の誤散布・残留につながるので留意する。
- イ 開封後の残りの薬剤は、密封後子供の手の届かない冷暗所に施錠保管する。
- ウ 手足をよく洗い、衣服は下着まで取り替え、翌日そのまま着用しない。
- エ 作業後及びその晩の飲酒、夜ふかしは避ける。
- オ 気分が悪くなれば医師の診断を受ける。また、受診の際には使用農薬名を控えて申し出る。

2 農薬使用基準の遵守について

農薬残留基準の改正等に伴い、農薬使用基準は順次変更される可能性があるため、農薬を使用する前には、ラベルの内容とともに最新の農薬の登録内容を確認する。

参照：農林水産省 農薬登録情報提供システム <https://pesticide.maff.go.jp/>

3 周辺環境等への配慮について

(1) 魚介類・水系等への配慮

- ア 河川等の公共用水域を汚染せず、また魚類等に影響のないように、散布前に周辺環境や気象状況等を把握しておく。
- イ 必要量以上に薬液を作りすぎないように留意するが、やむを得ず、散布液が残ったときは、散布むらの補正に使用するなどして、薬液を使いきる。
- ウ 水田において除草剤、殺虫剤、殺菌剤等を使用する際には、ラベルに表示されている止水期間を必ず守る。また、降雨等によるオーバーフローに注意する。

(2) 適正な廃棄物処理

使用済みの容器、ビン、廃農薬等は廃棄物処理業者等に依頼するなど、法令を遵守し、適正に処分する。

(3) 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む）において栽培する農作物の病虫害防除に当たっては次の事項を遵守する。

―農薬適正使用―

(住宅地等における農薬使用について 平成 25 年 4 月 26 日農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知より抜粋)

- ア 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減する。
- イ 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。
- ウ 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努める。
- エ 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行う。
- オ 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知する。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮する。
また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図る。
- カ 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管する。
- キ 農薬の散布後に周辺住民等から体調不良等の相談があった場合は、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介する。
- ク 以上の事項の実施に当たっては、「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」（平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課）や「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）も参考とする。

4 農薬の現地混用について

農薬を現地で混用する場合は、以下の点に注意する。

- (1) ラベル等に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを遵守する。
- (2) 生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を必要に応じて参考とし、これまでに知見がない農薬の組合せで現地混用を行うことは避ける。特に有機リン系農薬同士の混用は、混用による相加的な作用を示唆する知見があることから、これを厳に控える。
- (3) 混合剤の開発及び登録の推進により、むやみな現地混用を防止するため、同時に施用する必要性が高い農薬の組合せに関する情報を府に提供するよう努める。

5 農薬の適正な保管管理について

- (1) 農薬の保管は子供の手の届かない冷暗所で常に施錠する。
- (2) 農薬を他の容器へ移し替えない。
- (3) 必要な時に必要な量だけを購入し、買い置きしない。
- (4) 農薬の保管状況を帳簿等で常時チェックし、盗難、紛失があった場合は、速やかに警察に届け出る。

6 農薬使用に係る帳簿の記載について

農薬を使用した年月日、場所及び対象作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率について記帳し、一定期間保管する。

7 農薬の目的外使用の禁止について

農薬の目的外使用による事件や事故を防ぐため、目的外の使用は絶対に行わない。

8 販売・使用禁止農薬および使用自粛農薬について

販売・使用禁止農薬については、販売も使用もしてはならない。手持ちに在庫がある場合は、使用せずに直ちにメーカーや買い求めの販売店等に相談する。

特定毒物農薬のりん化アルミニウムくん蒸剤(商品名:ホストキシン等)、水質汚濁性農薬のCAT除草剤(商品名:シマジン等)は使用を自粛する。

[参考] 1 販売・使用禁止農薬について

販売禁止農薬には、安全性の問題から農薬取締法第18条第2項の「農薬の販売の禁止を定める省令」(平成十五年農林水産省令第十一号)によって販売が禁止された農薬のほか、容器や包装に登録番号などの決められた表示の無い無登録農薬が該当する。これらの農薬は、農薬取締法第24条により使用することも禁止されている。ただし、特定農薬については登録番号などを表示する必要はない。

「農薬の販売の禁止を定める省令」によって販売が禁止された農薬

(農水省ホームページより抜粋)

農 薬	用 途	登 録 年	失 効 年	備 考
リンデン	殺虫剤・忌避剤	昭和24年	昭和46年	POPs物質(注1) 第1種特定化学物質(注2)
DDT	殺虫剤	昭和23年	昭和46年	POPs物質 第1種特定化学物質
エンドリン	殺虫剤・殺そ剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質 第1種特定化学物質
ディルドリン	殺虫剤・忌避剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質 第1種特定化学物質
アルドリノ	殺虫剤	昭和29年	昭和50年	POPs物質 第1種特定化学物質
クロルデン	殺虫剤	昭和25年	昭和46年	POPs物質 第1種特定化学物質
ヘプタクロル	殺虫剤	昭和32年	昭和47年	POPs物質 第1種特定化学物質
ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
マイレックス	殺虫剤	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
トキサフェン	殺虫剤	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
TEPP	殺虫剤	昭和25年	昭和44年	急性毒性が強く使用者の事故多発
メチルパラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和44年	急性毒性が強く使用者の事故多発
パラチオン	殺虫剤	昭和27年	昭和44年	急性毒性が強く使用者の事故多発
水銀剤	殺菌剤	昭和23年	昭和48年	人体への毒性
2, 4, 5-T	除草剤	昭和39年	昭和50年	催奇形性等の疑い
砒酸鉛	殺虫剤	昭和23年	昭和53年	作物残留性
水酸化トリシクロヘキシルスズ(プリクトラン)	殺虫剤	昭和47年	昭和62年	ADI設定不可 (催奇形性の疑い)
ダイホルタン	殺菌剤	昭和39年	平成元年	ADI(注3)設定不可 (発ガン性の疑い)
PCP	除草剤・殺菌剤 ・忌避剤	昭和29年	平成2年	ダイオキシン含有 POPs物質 第1種特定化学物質
CNP	除草剤	昭和40年	平成8年	ダイオキシン含有
PCNB	殺菌剤	昭和31年	平成12年	ダイオキシン含有
ケルセン	殺虫剤	昭和31年	平成16年	POPs物質 第1種特定化学物質
ペンタクロロベンゼン	農薬、農薬製造 時の副生成物	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
アルファヘキサクロロ シクロヘキサン	リンデンの副生 成物	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
ベータヘキサクロロシ クロヘキサン	リンデンの副生 成物	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
クロルデコン	殺虫剤	登録実績無し	－	POPs物質 第1種特定化学物質
ベンゾエピン(エンドス ルファン)	殺虫剤	昭和35年	平成22年	POPs物質 第1種特定化学物質

(注1) POPs 物質とは、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(通称 POPs 条約、2001 年 5 月採択)で製造・使用が原則禁止された化学物質で、人や環境への毒性、難分解性、生物濃縮性、長距離移動性の性質を有している。

(注2) 第1種特定化学物質とは、難分解性、高蓄積性及び人等への長期毒性を有する化学物質であり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(化審法)において製造、使用、輸入等が規制されている。

(注3) ADI とは acceptable daily intake (1日摂取許容量)の略で、健康を害することなく、一生にわたり毎日摂取可能な化学物質の量をいう。

[参考] 2 毒物、劇物の判定基準について

(毒物劇物の判定基準の改定について 平成 29 年 6 月 13 日 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知より抜粋)

1) 毒物劇物の判定基準

毒物劇物の判定は、動物における知見、ヒトにおける知見、又はその他の知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等をも勘案して行うものとし、その基準は原則として次のとおりとする。

(1) 動物における知見**①急性毒性**

原則として、得られる限り多様な暴露経路の急性毒性情報を評価し、どれか一つの暴露経路でも毒物と判定される場合には毒物に、一つも毒物と判定される暴露経路がなく、どれか一つの暴露経路で劇物と判定される場合には劇物と判定する。

(a) 経口 毒物：LD50 が 50mg/kg 以下のもの

劇物：LD50 が 50mg/kg を越え 300mg/kg 以下のもの

(b) 経皮 毒物：LD50 が 200mg/kg 以下のもの

劇物：LD50 が 200mg/kg を越え 1,000mg/kg 以下のもの

(c) 吸入 (ガス)

毒物：LC50 が 500ppm(4hr) 以下のもの

劇物：LC50 が 500ppm(4hr) を越え 2,500ppm(4hr) 以下のもの

吸入 (蒸気)

毒物：LC50 が 2.0mg/L (4hr) 以下のもの

劇物：LC50 が 2.0mg/L (4hr) を越え 10mg/L (4hr) 以下のもの

吸入 (ダスト、ミスト)

毒物：LC50 が 0.5mg/L (4hr) 以下のもの

劇物：LC50 が 0.5mg/L (4hr) を越え 1.0mg/L (4hr) 以下のもの

(d) その他

②皮膚に対する腐食性

劇物：最高 4 時間までの暴露の後試験動物 3 匹中 1 匹以上に皮膚組織の破壊、すなわち、表皮を貫通して真皮に至るような明らかに認められる壊死を生じる場合

③眼等の粘膜に対する重篤な損傷

眼の場合

劇物：ウサギを用いた Draize 試験において、少なくとも 1 匹の動物で角膜、虹彩又は結膜に対する、可逆的であると予測されない作用が認められる、または、通常 21 日間の観察期間中に完全には回復しない作用が認められる、または試験動物 3 匹中少なくとも 2 匹で、被験物質滴下後 24、48 及び 72 時間における評価の平均スコア計算値が角膜混濁 ≥ 3 または虹彩炎 >1.5 で陽性

応答が見られる場合。

なお、上記のほか次に掲げる項目に関して知見が得られている場合は、当該項目をも参考にして判定を行う。

- イ 中毒徴候の発現時間、重篤度並びに器官、組織における障害の性質と程度
- ロ 吸収・分布・代謝・排泄動態・蓄積性及び生物学的半減期
- ハ 生体内代謝物の毒性と他の物質との相互作用
- ニ 感作の程度
- ホ その他

(2) ヒトにおける知見

ヒトの事故例等を基礎として毒性の検討を行い、判定を行う。

(3) その他の知見

化学物質の反応性等の物理化学的性質、有効な *in vitro* 試験等における知見により、毒性、刺激性の検討を行い、判定を行う。

(4) 上記(1)、(2)又は(3)の判定に際しては次に掲げる項目に関する知見を考慮し、例えば、物性や製品形態から投与経路が限定されるものについては、想定しがたい暴露経路については判定を省略するなど現実的かつ効率的に判定するものとする。

- イ 物性（蒸気圧、溶解度等）
- ロ 解毒法の有無
- ハ 通常の使用頻度
- ニ 製品形態

(5) 毒物のうちで毒性が極めて強く、当該物質が広く一般に使用されるか又は使用され则认为されるものなどで、危害発生の恐れが著しいものは特定毒物とする。

2) 毒物劇物の製剤の除外に関する考え方

以下略

9 特定農薬（特定防除資材）について

特定農薬は、改正農薬取締法第2条第1項において「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義付けられている。現在、「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」、「重曹」、「食酢」及び「天敵」が指定されている。

特定農薬（特定防除資材）として指定された資材

（特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について

平成26年3月28日 25消安第5776号 環水大土発第1403281号より抜粋

（改正：平成26年11月25日）

1) エチレン

(1) エチレンの範囲について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 にのっとった表示又は工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条に基づく日本工業規格 Z7253 に規定する安全データシート（SDS）等により製品規格が確認できるもの（エチレンとその他の化学物質との混合物を除く。）

(2) 参考となる対象病虫害等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病虫害等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
エチレン	発芽抑制剤及び成長促進剤	・ばれいしょの萌芽抑制 ・バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進	・ばれいしょ：エチレン濃度 4～20ppm、貯蔵期間中、常時所定の濃度を保つ（貯蔵庫内の温度は 8℃程度）。 ・バナナ：エチレン濃度 300～1,000ppm、処理時間 24 時間（貯蔵庫内の温度は 13～19℃程度）。 ・キウイフルーツ：エチレン濃度 10ppm 程度、処理時間 10～12 時間程度（貯蔵庫内の温度は 15～20℃程度）。 （使用場所はいずれの作物も貯蔵庫内）	・エチレンやエチレンの入ったボンベを取り扱う際には、他法令（高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生関係法令等）による規制を遵守すること。

2) 次亜塩素酸水

(1) 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。

以下「電解次亜塩素酸水」という。）の範囲について

次に掲げる水溶液であって、pH6.5 以下、有効塩素 10～60mg/kg のものとする。

- 一 0.2%以下の塩化カリウム水溶液（99%以上の塩化カリウムを飲用適の水に溶解したもの）を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液
- 二 2～6%の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解し、飲用適の水で希釈して得られる水溶液

(2) 参考となる対象病虫害等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病虫害等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
電解次亜塩素酸水	殺菌剤 (散布用)	・ きゅうりの うどんこ病 ・ いちごの灰色 かび病	・ 生成直後の電解次亜 塩素酸水を 200L/10a 散 布。 ・ 生成直後の電解次亜 塩素酸水を 1.5～2L/株 散布。	・ 電解次亜塩素酸水中の有効塩 素は、時間の経過とともに減少 し、有害物質である亜塩素 酸や塩素酸が生成されるので、 使用の度に製造し、製造後は速 やかに使用すること。 ・ 有隔膜電解槽を用いて電解次 亜塩素酸水を生成する際に発 生する陰極側の水溶液の排水 処理は、日本電解水協会が作成 した使用マニュアル等を参考 に、他法令を踏まえ適切に実施 すること。 ・ 酸性の強い電解次亜塩素酸水 を使用すると農作物に酸焼け が生じたり、皮膚等に刺激が生 じる事例が確認されているの で、日本電解水協会が作成した 電解次亜塩素酸水の使用マニ ュアルに従って使用すること。

3) 重曹

(1) 重曹の範囲について

- 一 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）に適合する炭酸水素ナトリウム、重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダであって、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号）にのっとり表示がされたもの
- 二 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に適合する炭酸水素ナトリウムであって、同令にのっとり表示がされたもの
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく日本薬局方（平成 23 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 65 号）医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、

同法及び同告示にのった表示がされたもの

- 四 雑貨工業品品質表示規程（平成 9 年 12 月 1 日通商産業省告示第 672 号）にのった表示がされた住宅又は家具用の洗剤であって主要な成分が炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであることが確認できるもの
- 五 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条に基づく日本工業規格（以下「JIS」という。）K8622 に規定する「炭酸水素ナトリウム（試薬）」であって、JIS にのった表示がされたもの
- 六 JIS Z7253 に規定する安全データシート（SDS）その他の表示により製品規格が確認できるもの

(2) 参考となる対象病虫害等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病虫害等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
重曹	殺菌剤（散布用）	・ 野菜類、ばら、ホップの灰色かび病 ・ 野菜類、ばら、ホップのうどんこ病 ・ 野菜類のさび病	・ 重曹濃度 0.1%程度に薄めたものを 150～500L/10a 散布。	・ にがうりに使用する場合、えらぶ、か交 5 号、チャンピオン、久留米百成 2 号又は吉田系の品種では、薬害が生じた事例がある。

（注）登録農薬である炭酸水素ナトリウム剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病虫害等」を記載。

4) 食酢

(1) 食酢の範囲について

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 13 に基づく加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）及び食酢品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1668 号）にのった表示がされたもの

(2) 参考となる対象病虫害等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病虫害等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
食酢	殺菌剤（種子消毒用）	・ 稲のもみ枯細菌病、ばか苗病、ごま葉枯病	・ 酸度 0.1～0.25%程度に薄めたものに 24 時間もみを浸漬。 ※焼酎、糖類と混合したものを使用している事例もある。	・ 有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物を漬け込んだ食酢の使用は避けること。

（注）過去登録のあった酢酸液剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病虫害等」を記載。

（特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について

平成 26 年 3 月 28 日 25 消安第 5777 号 環水大土発第 1403282 号より引用）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬（通称「特定防除資材」という。）は、平成 14 年の法改正による無登録農薬の製造及び使用等の規制強化に伴い、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬にまで登録の義務を課すことは過剰規制になるため、同項の登録を必要としないものとして創設された。現在、平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号（特定農薬を指定する件。以下「告示」という。）により指定されている特定農薬の一つに天敵※がある。

天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵の使用（以下「天敵の増殖利用」という。）の際の留意事項について「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」（平成 21 年 3 月 2 日付け 20 消安第 11885 号・環水大土発第 090302001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「留意事項通知」という。）において指導してきたが、別添の経緯を踏まえ、今般、天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生態系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及び使用等に当たり留意すべき事項を下記のとおり取りまとめた。

貴職におかれては、天敵の使用、増殖又は販売に係る者に対し、関係法令等において定められている農薬の使用、製造及び販売時に遵守すべき事項に加え、天敵の性質に留意し、本通知を踏まえた適切な対応がなされるよう、指導の徹底をお願いする。

なお、これに伴い、留意事項通知は廃止する。

天敵※：昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの

第 1 指定対象の範囲

法第 2 条第 1 項の規定に基づく、告示に規定するとおり、特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては、当該離島内。以下同じ。）で採取されたもの（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の

都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

第 2 土着天敵を使用、増殖及び販売する者が留意すべき事項

法第 2 条第 1 項の規定に基づく、告示に規定するとおり、特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては、当該離島内。以下同じ。）で採取されたもの（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

1 土着天敵の使用について

(1) 法令に基づく遵守事項

土着天敵は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内において使用すること。

(2) その他の留意事項

土着天敵の使用に当たっては、使用場所、使用年月日及び使用数量等を記録すること。

2 土着天敵の増殖について

法令に基づく遵守事項

(1) 土着天敵を増殖する者（専ら自己の使用のため増殖する者は除く。以下同じ。）は、法第 10 条の規定に基づき、帳簿を備え付け、これに増殖を行う規模等（土着天敵の名称、増殖数量等）を記載し、少なくとも 3 年間保存すること。

(2) 土着天敵を増殖する者は、法第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、増殖した土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。

(3) 土着天敵の増殖を行う場所は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内に限ること。

3 土着天敵の販売について

(1) 法令に基づく遵守事項

[1] 森林経営計画の計画期間が連続するよう、法第 11 条第 5 項の認定を継続して受けることが不可欠となること。

[2] 認定が中断した場合には、猶予期限が確定し、納税猶予税額を利子税と併せて全額納付しなければならないことに鑑み、森林経営計画を長期にわたり継続して作成するとともに、関連資料を適切に管理するよう森林所有者に対して指導を行うこととする。

[3] 販売者は、法第 10 条に基づき、帳簿を備え付け、これに土着天敵を販売した年月日、販売先及び販売数量を記載し、少なくとも 3 年間保存すること。

[4] 販売者は、法第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、販売する土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。

(2) その他の留意事項

- [1] 販売者は、販売先における再増殖の規模等及び再販売の有無を確認すること。
- [2] 増殖した土着天敵を再販売する者は、3(1) 及び(2) [1]に定める販売者の管理措置をとること。
- [3] 販売者と販売を受ける者（以下「購入者」という。）は、1 から 3 までに定める管理措置を確実に実施するため、土着天敵の取扱いに関する取決めを書面で締結すること。

第 3 その他

- 1 土着天敵の販売について、販売者から法第 8 条第 1 項の規定に基づく届出を受けた都道府県は、当該販売者及び購入者に対し、遺漏無く本通知に関する必要な指導を行うこと。
- 2 土着天敵の数量とは、その頭数又は重量を指し、数量を正確に測定することが難しい場合は、その概数で示すこととして差し支えない。
- 3 販売には販売以外の授与を含み、購入には譲受けも含まれる。

10 混合剤の使用について

混合剤を使用する場合には、使用単剤と同一成分の総使用回数に注意する。

11 農薬の系統について

農薬は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤、植物成長調整剤等の大きな分類に加え、化学構造や作用の特徴から複数の系統に分類される（RAC コードによって区分される）。同一作用点・作用機構の薬剤を続けて使用すると、病虫害に農薬耐性がついて効果が低下する傾向があり、系統によっては顕著に現れる場合がある。薬剤効果の低下を回避する点からも、RAC コードの異なる農薬を輪番（ローテーション）散布する必要がある。

[参考] 3 農薬の系統について

《殺菌剤》

「FRAC コード表 (2024 年 3 月版)」(クロップライフジャパン) から本書に掲載した主な農薬を抜粋して記載(「ー」は作用機構分類に該当しないもの、「NC」は未分類のもの)。詳しくはクロップライフジャパン HP <https://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html> を参照のこと。

系統別耐性菌発生リスクについては日本植物病理学会殺菌剤耐性菌研究会の HP

<http://www.taiseikin.jp/> を参照のこと。

FRAC コード	農薬商品名の例 (混合剤の成分名)	グループ名
1	ゲッターおよびホーマイの1成分(チオファネートメチル)、トップジンM、ベンレート、ベンレートTおよびニマイバーの1成分(ベノミル)	MBC殺菌剤(メチルベンゾイミダゾールカーバメート)
2	スミレックス、スミブレンドの1成分(プロシミドン)、ロブラール	ジカルボキシイミド類
3	アンビル、オーシャイン、オンリーワン、ゴウケツモンスターの1成分(シメコナゾール)、サプロール、サンリット、スコア、テクリード、テクリードGの1成分(イプコナゾール)、トリフミン、ナティーボの1成分(テブコナゾール)、パンチョTFの1成分(トリフルミゾール)、ブランダム、マネージ、モンガリット、ラリー、ペランティ	DMI殺菌剤(脱メチル化阻害剤)(SBI: クラス I)
4	クルーザーMAXXの1成分およびタチガレーエスの1成分(メタラキシルM)、ユニフォームの1成分(メタラキシルM)、リドミル、リドミルゴールドMZの1成分(メタラキシルM)	PA殺菌剤(フェニルアミド類)
6	フジワン、フジワンラップの1成分(イソプロチオラン)	ジチオラン類
7	アフェット、稲大将の1成分(インピルフルキサムオルフィン)、カナメ、カンタス、ナリアおよびシグナムの1成分(ボスカリド)、ネクスター、パレード、フルーツセイバー、バシタック、フルスロットルの1成分(ペンフルフェン)、ベジセイバーおよびフルーツガードの1成分(ペンチオピラド)、モンカット、リンバー、ケンジャ、ロンセラー、セルカディスDフロアブルの1成分(フルキサピロキサド)	SDHI殺菌剤(コハク酸脱水素酵素阻害剤)
9	ショウチノスケの1成分(メパニピリム)、フルピカ、スイッチの1成分(シプロジニル)	AP殺菌剤(アニリノピリミジン類)
10	ゲッターおよびスミブレンドの1成分(ジエトフェンカルブ)、ニマイバーの1成分(ジエトフェンカルブ)	N-フェニルカーバメート類
11	アミスター、イモチエーススタークルおよびワイドパンチの1成分(メトミノストロビン)、オリブライト、スクレア、シグナムおよびナリアの1成分(ピラクロストロビン)、ストロビー、ナティーボの1成分(トリフロキシストロビン)、ファンベルの1成分(ピリベンカルブ)、ファンタジスタ、ホライズンの1成分(ファモキサドン)、メジャー、ユニフォームの1成分(アゾキシストロビン)	QoI殺菌剤(Qo阻害剤)
12	クルーザーMAXXおよびスイッチの1成分(フルジオキソニル)、セイビアー	PP殺菌剤(フェニルピロール類)
14	リゾレックス	AH殺菌剤(芳香族炭化水素)
16.1	コラトップ、ダブルカットバリダトレボンの1成分(トリシクラゾール) ビーム、ブラシンの1成分(フサライド)	MBI-R
16.3	ゴウケツモンスターおよびサンスパイクおよびサンフェスタおよびサンブラスの1成分(トルプロカルブ)	MBI-P

ー農薬適正使用ー

FRAC コード	農薬商品名の例 (混合剤の成分名)	グループ名
1 7	パスワード、ピクシオ	KRI殺菌剤(ケト還元阻害剤)(SBI: クラスⅢ)
1 9	ポリオキシシン	ポリオキシシン類
2 1	オラクル、ライメイ、ランマン	QiI殺菌剤 (QiI阻害剤)
2 2	エトフィン	チアゾールカルボキサミド類
2 4	カスミン、カップパーシンおよびカスミンボルドーおよびダブルカットバリダトレボンの1成分(カスガマイシン)	ヘキソピラノシル抗生物質
2 5	アグレプト、アグリマイシン-100の1成分(ストレプトマイシン)	グルコピラノシル抗生物質
2 7	ベトファイターおよびホライズンの1成分(シモキサニル)	シアノアセトアミドオキシム
2 8	プレビクール	カーバメート類
2 9	フロンサイド	2, 6-ジニトロアニリン類等
3 1	スターナ	カルボン酸類
3 2	タチガレエースの1成分(ヒドロキシイソキサゾール)、タチガレン	芳香族ヘテロ環類
3 6	ネビジン、ネビリュウ	ベンゼンスルホン酸アミド類
3 9	ハチハチ	ピリミジンアミン類、ピラゾールカルボキサミド類
4 0	オロンディスウルトラSCの1成分(マンジプロバミド)、カーニバルおよびザンプロDMの1成分(ジメトモルフ)、カンパネラおよびプロポーズおよびベトファイターおよびベネセットの1成分(ベンチアバリカルブイソプロピル)、レーバス	CAA殺菌剤(カルボン酸アミド類)
4 1	アグリマイシン100の1成分(オキシテトラサイクリン)、マイコシールド、	テトラサイクリン抗生物質
4 5	ザンプロDMの1成分(アメトクトラジン)	QioSI殺菌剤(Qi, Qo阻害剤)
4 9	オロンディスウルトラSCの1成分(オキサチアピプロリン)	OSBPI オキシステロール結合タンパク質阻害
5 0	プロパティ	アリルフェニルケトン類
5 2	ミギワ	DHODHI殺菌剤
M 1	ICボルドー、Zボルドー、園芸ボルドーの1成分(塩基性塩化銅)、オキシランの1成分(有機銅)、カップパーシンおよびカスミンボルドー、キノンドー、クプロシールド、コサイド3000、コサイドDF、コサイドボルドー、サンヨール、ジーファインの1成分(無水硫酸銅)、テクリードCの1成分(水酸化第二銅)、ドイツボルドー、ドウグリン、ムッシュボルドー、ヨネポン	無機化合物(求電子剤)(有機銅も含む)
M 2	イオウ、園芸ボルドーの1成分(硫黄)	無機化合物(求電子剤)
M 3	エムダイファー、カンパネラおよびベネセットおよびリドミルゴールドMZの1成分(マンゼブ)、ジマンダイセン、ステンレス、チオノック、ペンコゼブ、ベンレートTおよびホーマイの1成分(チウラム)	ジチオカーバメート類(求電子剤)
M 4	オーソサイド、オキシランの1成分(キャプタン)	フタルイミド類(求電子剤)
M 5	カーニバルおよびプロポーズおよびベジセイバーの1成分(TPN)、ダコニール	クロロニトリル類(フタロニトリル類)(作用点不明)

ー農薬適正使用ー

FRAC コード	農薬商品名の例（混合剤の成分名）	グループ名
M 7	ファンベルの1成分(イミノクタジン)、ベルコート、ベフラン	ビスグアニジン類（細胞膜攪乱剤、界面活性剤）
M 9	デラン	キノン類(アントラキノン類)（求電子剤）
M 1 0	パルミノ、モレスタン	キノキサリン類（求電子剤）
B M 2	アグロケア、エコショット、エコホープDJ、バチスター、ボトキラ	微生物(生菌または抽出物、代謝産物)
P 2	オリゼメート	ベンゾイソチアゾール
P 3	稲大将および稲名人および防人およびスタウトアレスおよびフルスロットルの1成分(イソチアニル)、ブイゲット、ブイゲットフェルテラゼクサロンの1成分(チアジニル)、ルーチン	チアジアゾールカルボキサミド、イソチアゾールカルボキサミド
P 7	アリエッティ	ホスホナート類
P 8	ブーンアレスの1成分(ジクロベンチアゾクス)	イソチアゾール
U 6	パンチョTFの1成分(シフルフェナミド)	フェニルアセトアミド
U 1 3	ガッテンおよびショウチノスケの1成分(フルチアニル)	チアゾリジン
U 1 4	ブラシンの1成分(フェリムゾン)	ピリミジノンヒドラゾン類
U 1 7	ピシロック、ナエファイン	テトラゾリルオキシム
U 1 8	ダブルカットバリダトレボンの1成分(バリダシン)、バリダシン	グルコピラノシル抗生物質
N C	カリグリーン、ジーファインの1成分(炭酸水素ナトリウム)、ハーモメイト	種々
ー(生)	バイオキーパー、マスタピース	生物農薬
ー	アカリタッチ、アーリーセーフ、サンクリスタル	脂肪酸系
ー	エコピタ	還元でんぷん糖化物
ー	サフオイル	調合油
ー	シーマージェットの1成分(テブフェンピラド)	テブフェンピラド
ー	サンヨール	D B E D C
ー	N C S、キルパー	カーバム
ー	オクトクロス	銀
ー	ガスタード、バスアミド	ダゾメット
ー	石灰硫黄合剤	多硫化カルシウム

《殺虫剤》

「IRACコード表（2024年1月版）」（クロップライフジャパン）から本書に掲載した主な農薬を抜粋して記載（「ー」は作用機構分類に該当しないもの、「NC」は未分類のもの）。

詳しくはクロップライフジャパン HP <https://www.jcpa.or.jp/lab/mecanism.html> を参照のこと。

IRAC コード	農薬商品名の例（混合剤の成分名）	グループ名
1 A	オンコル、ランネート、デナポン、ガゼット、オリオン、シーマー ジェットの1成分(BPMC)、バイデート	カーバメート系
1 B	エルサン、オルトラン、オルトランDXの1成分(アセフェート)、カル ホス、ガットキラ、ガットサイド、サッチューコートS、ジェイエ ース、ジメトエート、スミチオン、スミフェート、スミパイン、ダ イアジノン、ディプテレックス、トクチオン、トラサイドA、ネキリ エース、ネマキック、ネマトリン、マラソン、ラグビー	有機リン系
2 B	キラップ、フジワンラップおよびワイドパンチの1成分(エチプロロー ル)、プリンス	フェニルピラゾール系 (フィプロロール系)
3 A	アーデント、アグロスリン、アディオナ、園芸用キンチョールE、ス カウト、ガードベイトA、テルスター、トレボン、フォース、ベニカ カミキリムシ、マブリック、ロディー、ロビンフッド	ピレスロイド系 ピレトリン系
4 A	アクタラ、アドマイヤー、アトラック、アベイルの1成分(アセタミ プリド)、アルバリン、イモチエーススタークルの1成分(ジノテフラ ン)、ウッドスター、オルトランDXの1成分(クロチアニジン)、ゴウ ケツモンスターおよびサンフェスタの1成分(ジノテフラン)、ジュリ ボの1成分(チアメトキサム)、スタークル、ダントツ、バリアード 、ベストガード、マツグリーン、モスピラン	ネオニコチノイド系
4 C	エクシード、トランスフォーム	スルホキシイミン系
4 E	防人およびサンスパイクおよびブイゲットフェルテラゼクサロンお よびフルスロットルの1成分(トリフルメゾピリム)、フィールドマス ト	メソイオン系
4 F	エミリア、リディアNT	ピリジリデン系
5	スピノエース、ダブルシューターの1成分(スピノサド)、ディアナ、 ラディアントSCの1成分(スピネトラム)	スピノシン系
6	アグリメック、アニキ、アフアーム、コロマイト	アベルメクチン系、ミル ベマイシン系
7 C	ラノー	ピリプロキシフェン
8 F	キルパー、NCS、ガスタード、バスアミド	メチルイソチオシアネー トジェネレーター
9 B	コルト、チェス	ピリジンアゾメチン誘導 体
10 A	ニッソラン	クロフェンテジン、ジフ ロビダジン、ヘキシチア ゾクス
10 B	バロック、ネコナカット	エトキサゾール
11 A	エスマルク、ゼンターリ、チューリサイド、チューンアップ、デル フィン、トアロー、バシレックス、フローバック、バイオマックス	Bacillus thuringiensis と殺虫タンパク質生産物
12 C	オマイト	プロバルギット
13	コテツ	ピロール系、ジニトロフェノー ル系、スルフルラミド系
14	パダン、リーフガード	ネライストキシン類縁体

ー農薬適正使用ー

IRAC コード	農薬商品名の例（混合剤の成分名）	グループ名
15	アタブロン、カスケード、ノーモルト、マッチ	ベンゾイル尿素系
16	アブロード	ブプロフェジン
17	トリガード	シロマジン
18	ファルコン、マトリック、ロムダン	ジアシル-ヒドラジン系
19	ダニカット	アミトラズ
20B	カネマイト	アセキノシル
20D	マイトコーネ	ビフェナゼート
21A	サンマイト、シーマージェットの1成分(テブフェンピラド)、スターマイトプラスの1成分(ピリダベン)、ダニトロン、ダブルフェースの1成分(フェンピロキシメート)、ハチハチ、ピラニカ	METI剤
22A	トルネードエース	オキサジアジン
22B	アクセル	セミカルバゾン
23	ダニエモン、ダニゲッター、モベント	テトロン酸及びピテトラミン酸誘導体
25A	スターマイト、スターマイトプラスの1成分(シエノピラフェン)、ダニサラバ	β -ケトニトリル誘導体
25B	ダニコング、ダブルフェースの1成分(ピフルブミド)	カルボキサニリド系
28	アベイルおよびフルスロットルの1成分(シアントラニリプロール)、エクシレル、防人およびサンスパイクおよびサンフェスタおよびジュリボおよびブイゲットフェルテラゼクサロンの1成分(クロラントラニリプロール)、サムコル、テツパン、フェニックス、フェルテラ、プリロッソ、プレバソン、ベネビア、ベリマーク、ヨーバル	ジアミド系
29	ウララ	フロニカミド
30	グレーシア プロフレア	イソオキサゾリン系 メタジアミド系
33	ダニオーテ	アシノナピル
34	ファインセーブ、ファインスナイパー	フロメトキン
37	稲名人、稲大将、スタウトアレス、ブーンアレスの1成分(オキサゾスルフィル)	オキサゾスルフィル
UN	石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤
UN	モレスタン、パルミノ	キノキサリン系(キノメチオナート)
UN	プレオ	ピリダリル
UN	硫黄	硫黄
UN	エムダイファー、ジマンダイセン、ペンコゼブ、リドミルゴールドMZの1成分(マンゼブ)	マンゼブ
UN	オーケストラ	ベンズピリモキサン
UNF	ボタニガード	ボーベリア バシアーナ
ー(生)	エンストリップ、ククメリス、システムミヤコくん、スパイカル、スパイデックス、スワルスキー、ツヤコバチEF30、リモニカ	生物農薬(BT剤を除く)
ー	グリーンガード	酒石酸モランテル
ー	石灰窒素	シアナミド
ー	センチュリーエース	塩酸レバミゾール
ー	ポリオキシシンAL	ポリオキシシン複合体
ー	バイオリサ・カミキリ	ボーベリア ブロンニアティ
ー	アーリーセーフ、アカリタッチ、サンクリスタル、ダブルシューターの1成分(脂肪酸グリセリド)、ムシラップ	脂肪酸系
ー	粘着くん	でんぶん系

ー農薬適正使用ー

IRAC コード	農薬商品名の例（混合剤の成分名）	グループ名
ー	サフオイル	調合油
ー	エコピタ	還元でんぷん糖化物
ー	オレート	オレイン酸ナトリウム
ー	ジャンボたにしくん、スクミノン、ナメクリーン	メタアルデヒド系
ー	スクミンペイト3、スラゴ	磷酸第二鉄

12 農業用ドローンによる農薬散布について

農業用ドローン（マルチローター型の小型無人航空機）を用いて農薬散布を行う防除は、「大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領」（令和元年 12 月 25 日付け農推第 2604 号通知）に定める事項を遵守し、適正かつ安全な実施のために万全を期す。

なお、有人及び無人ヘリコプターによる農薬の空中散布については自粛する。

大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、農業用ドローンによる農薬散布の適正かつ安全な実施のため必要な事項を定めるものである。

（定義）

第 2 条 この要領において、農業用ドローンとは、マルチローター型の小型無人航空機（ほぼ垂直な軸周りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機）をいう。

2 この要領において、実施者とは、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する農薬を散布する者もしくは農薬散布を自らが行わずに他者に委託する者をいう。

（実施者の責務）

第 3 条 実施者は、農業用ドローンによる農薬散布に際しては、次の法令及び関連通知を遵守し、農薬の適正使用及び農薬の飛散や事故の防止に細心の注意を払うとともに、事前に周辺住民に対して周知を図る行うものとする。

ア 農薬取締法

イ ガイドライン

ウ 住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）

エ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）

オ その他、農業用ドローンの安全飛行や農薬の安全使用に係る各種通知

（農薬散布計画の提出）

第 4 条 実施者のうち農薬を散布する者は、農業用ドローンによる農薬散布を行う 20 日前までに様式 1 号により農薬散布計画を大阪府環境農林水産部農政室長（以下「農政室長」という。）に提出するものとする。

—農薬適正使用—

2 農政室長は、提出のあった農薬散布計画を、該当する市町村等へ情報提供するとともに、実施者に対し、必要に応じて助言指導を行うものとする。

(事前チェックの実施)

第5条 実施者のうち農薬を散布する者は、農業用ドローンによる農薬散布を安全に行うため、散布前に様式2号により事前チェックを実施し、その記録を散布日から1年間保管しておくものとする。

(事故発生時の対応)

第6条 ガイドライン第3の1に示す事故が発生した場合、実施者は直ちにガイドライン第3の2に定める、事故報告書を農政室長に提出するものとする。

2 農政室長は、提出のあった事故報告書に基づき現地確認を行い、必要に応じて再発防止の検討及び指導助言を行うものとする。

(農薬安全使用技術及び安全飛行技術の向上)

第7条 実施者は、事故を防止し、また、均一に農薬を散布し、農薬が目的の場所以外に飛散しないよう操作技術の向上に努めるとともに、大阪府が行う農薬適正使用に係る講習会に積極的に参加するなど、資質の向上を図るものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要領は、令和元年12月25日に施行し、令和2年4月1日以降に実施する農薬散布に適用する。